

## 川崎市環境影響評価審議会公募委員選考委員会設置要領

(設置)

第1条 川崎市環境影響評価審議会の公募委員の選考を行うため、環境局に川崎市環境影響評価審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境局環境対策部長
- (2) 環境局環境対策部環境評価課長
- (3) 環境局総務部庶務課長
- (4) 環境局脱炭素戦略推進室担当課長
- (5) 環境局環境対策部地域環境共創課長
- (6) 環境局生活環境部廃棄物政策担当課長

2 委員会に委員長を置き、環境局環境対策部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、環境局環境対策部環境評価課において処理する。

(その他必要事項)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、決裁の日（平成18年6月28日）から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成26年7月30日）から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成28年7月14日）から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（令和2年7月21日）から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（令和4年7月13日）から施行する。